○環境省告示第三十五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　　正　　後

別表１　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値	測　定　方　法
カドミウム	0.003mg／Ｌ以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表１（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg／Ｌ以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02mg／Ｌ以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の１及び２に掲げる場合にあつては、それぞれ１及び２に定めるところによる。） １　規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（

改　　正　　前

別表１　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値	測　定　方　法
カドミウム	0.003mg／Ｌ以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表１に掲げる方法
鉛	0.01mg／Ｌ以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg／Ｌ以下	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める 方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあつては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　規格 65.2.1 に定める方法による場合　原則として 光路長 50mm の吸収

		24.3.3.4 の b)による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2　規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合　1に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a)又は b)に定める操作を行うこと。
砒(ひ)素	0.01mg／L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
（略）	（略）	（略）
ジクロロメタン	0.02mg／L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg／L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

		セルを用いること。 2　規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3　規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合　2に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒(ひ)素	0.01mg／L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
（略）	（略）	（略）
ジクロロメタン	0.02mg／L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg／L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

１，２―ジクロロエタン	0.004mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
１，１―ジクロロエチレン	0.1mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス―１，２―ジクロロエチレン	0.04mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
１，１，１―トリクロロエタン	１mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
１，１，２―トリクロロエタン	0.006mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
１，３―ジクロロプロペン	0.002mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
（略）	（略）	（略）
ベンゼン	0.01mg／Ｌ以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg／Ｌ以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法

１，２―ジクロロエタン	0.004mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
１，１―ジクロロエチレン	0.1mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス―１，２―ジクロロエチレン	0.04mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
１，１，１―トリクロロエタン	１mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
１，１，２―トリクロロエタン	0.006mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
１，３―ジクロロプロペン	0.002mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
（略）	（略）	（略）
ベンゼン	0.01mg／Ｌ以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg／Ｌ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／Ｌ以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふつ素	0.8mg／Ｌ以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／Ｌ以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又 は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふつ素	0.8mg／Ｌ以下	規格 34.1（規格 34 の備考１を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-６の６図２注記の アルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1ｃ）（注（2）第三文及び規格 34 の備考１を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつて

		、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほう素	1mg／L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1，4―ジオキサン	0.05mg／L以下	付表7に掲げる方法

備考

１～３　（略）

４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表２　生活環境の保全に関する環境基準

１　河川

⑴　河川（湖沼を除く。）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（B	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	

		は、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg／L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1，4―ジオキサン	0.05mg／L以下	付表8に掲げる方法

備考

１～３　（略）

４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表２　生活環境の保全に関する環境基準

１　河川

⑴　河川（湖沼を除く。）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	

			ＯＤ）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-118に定める方法	付表８に掲げる方法	規格K0102-121.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置により	規格K0102-55.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、０～５℃（凍結させ	

			量（ＢＯＤ）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表９に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の	付表10に掲げる方法	

				これと同程度の計測結果の得られる方法	ない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	
（略）						

（注）　（略）

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	

				得られる方法		
（略）						

（注）　（略）

イ

項目	水生生物	基準値	該当水域

				及びその塩	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法	
（略）					

⑵　湖沼

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	
（略）	（略）	（略）					（略）

	の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
（略）					

⑵　湖沼

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	

測定方法	規格K0102-112に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1 17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度	規格K0102-5 5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所	

（略）	（略）	（略）					（略）
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	

				の計測結果の得られる方法	に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	
（略）						

（注）　（略）

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐（りん）	
（略）	（略）	（略）		（略）

（略）						

（注）　（略）

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐（りん）	
（略）	（略）	（略）		（略）

測定方法	規格K0102-2 17.3、17.4 又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格K0102-2 18.4（18.4.1.4のb)を除く。）に定める方法	
（略）			

（注）　（略）

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	

測定方法	規格45.2、45.3、45.4又は45.6（規格45の備考３を除く。２イにおいて同じ。）に定める方法	規格46.3（規格46の備考９を除く。２イにおいて同じ。）に定める方法	
（略）			

（注）　（略）

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

	12.5に定める方法			
（略）				

エ

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	
（略）			

2　海域

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n―ヘキサン抽出物質（油分等）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）				

エ

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
（略）			

2　海域

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n―ヘキサン抽出物質（油分等）	

測定方法	規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1 17.2に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと	規格K0102-5 5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、０～５℃（凍結させない）の暗所	規格K0102-1 22.5に定める方法	

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる	付表10に掲げる方法	付表14に掲げる方法	

			同程度の計測結果の得られる方法	に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）		
（略）						

（注）　（略）

イ

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐（りん）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格K0102-2 17.4 又は17.5（17.5.3.2を	規格K0102-2 18.4（18.4.1.4のb)を除	

			方法			
（略）						

（注）　（略）

イ

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐（りん）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	除く。）に定める方法	く。）に定める方法	
（略）			

（注）　（略）

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	

エ

測定方法	規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
（略）			

（注）　（略）

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	該当水域
		底層溶存酸素量	
（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	
（略）			

付表１　（略）

付表２

総水銀の測定方法

１　試薬

（略）

２　器具及び装置

（略）

３　試料の採取及び保存

（略）

４　試験操作

（略）

５　検量線の作成

（略）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	該当水域
		底層溶存酸素量	
（略）	（略）	（略）	（略）
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
（略）			

付表１　（略）

付表２

総水銀の測定方法

１　試薬

（略）

２　器具及び装置

（略）

３　試料の採取及び保存

（略）

４　試験操作

備考

1　試料中に妨害物質が含まれる場合には、次の操作を行う。

⑴～⑶　（略）

⑷　複雑な組成の有機物等が含まれ、十分な定量精度が得にくい試料については、本文４の（5）及び（6）の操作に代えて次の操作を行つてもよい。ジチゾンクロロホルム溶液（0.02ｗ／ｖ％）５ml を加えて抽出を行い、抽出操作を抽出液の緑色が完全に残るようになるまで繰り返し、全抽出液を合わせる。この抽出液を磁器ボートに移し入れ、BAL クロロホルム溶液（0.1ｖ／ｖ％）を加えて有機溶媒を揮散させた後、規格 K0102-3 25.2.2.4 の j)及び k)に定める操作を行つて吸光度を測定する。

2　（略）

図１・図２　（略）

付表３～付表６　（略）

（削る）

付表７　（略）

付表８

浮遊物質量（ＳＳ）の測定方法

1　器具及び装置

（略）

2　試験操作

⑴　（略）

（略）

5　検量線の作成

（略）

備考

1　試料中に妨害物質が含まれる場合には、次の操作を行う。

⑴～⑶　（略）

⑷　複雑な組成の有機物等が含まれ、十分な定量精度が得にくい試料については、本文４の（5）及び（6）の操作に代えて次の操作を行つてもよい。ジチゾンクロロホルム溶液（0.02ｗ／ｖ％）５ml を加えて抽出を行い、抽出操作を抽出液の緑色が完全に残るようになるまで繰り返し、全抽出液を合わせる。この抽出液を磁器ボートに移し入れ、BAL クロロホルム溶液（0.1ｖ／ｖ％）を加えて有機溶媒を揮散させた後、規格 66.1.2 の C）の 12）及び 13）に定める操作を行つて吸光度を測定する。

2　（略）

図１・図２　（略）

付表３～付表６　（略）

付表７　（略）

付表８　（略）

付表９

⑵　このろ過材を適当なろ過器に固定し、網目２㎜ のふるいを通した試料の適量（乾燥後の浮遊物質量が２mg 以上になるようにする。）を注ぎ入れ、吸引ろ過する。更に吸引を続けながら試料容器及びろ過器の壁に付着した浮遊物質を水でろ過材の上に洗い落とし、これを水で数回洗浄した後、水分をできるだけ吸引する。

⑶～⑷　（略）

備考　（略）

（削る）

付表９　（略）

（削る）

付表 10

底層溶存酸素量の測定方法

１　試薬

規格 K0102-1 21.4.2 に定めるもの

２　（略）

３　試験操作

⑴　隔膜電極溶存酸素計を用いる場合は、規格 K0102-1 21.4.4.1 の a)から e)に定める準備操作を行い、光学式センサ溶存酸素計を用いる場合は、規格 K0102-1 21.5.4.1 に定める準備操作を行う。

⑵　準備操作を行った隔膜電極溶存酸素計又は光学式センサ溶存酸素計を測定対象水深まで降下させる。また、測定前に底泥を巻き上げることのないように注意し

浮遊物質量（ＳＳ）の測定方法

１　器具及び装置

（略）

２　試験操作

⑴　（略）

⑵　このろ過材を適当なろ過器に固定し、網目２㎜ のふるいを通した試料の適量（乾燥後の浮遊物質量が５mg 以上になるようにする。）を注ぎ入れ、吸引ろ過する。更に吸引を続けながら試料容器及びろ過器の壁に付着した浮遊物質を水でろ過材の上に洗い落とし、これを水で数回洗浄した後、水分をできるだけ吸引する。

⑶～⑷　（略）

備考　（略）

付表 10　（略）

付表 11　（略）

付表 12　（略）

付表 13

底層溶存酸素量の測定方法

１　試薬

規格 32.3ａ）に定めるもの

２　（略）

３　試験操作

て、以下のいずれかの操作又はこれと同程度の計測結果の得られる操作を行う。

⑻　データ直読式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させ（注２）、指示値が安定するのを待って（注３）溶存酸素量を読み取る。その際、あらかじめソナー等を用いて海底又は湖底までの水深を測定する。

⑼　データ蓄積式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させた（注２）後、静かに降ろして着底させて水深と溶存酸素量との関係を示すグラフを作成した上で、測定対象の水深での溶存酸素量を読み取る。その際、測定器が安定する時間に留意して（注３）降下速度を決定する。

⑽　測定器を測定対象の水深に固定して、連続的に溶存酸素量を測定する場合は、測定器のセンサ出力のドリフト等に注意する。

（注１）～（注２）　（略）

備考　（略）

（削る）

⑴　規格 32.3 c）2)から 5)に定める準備操作を行う。ただし、隔膜電極溶存酸素計を用いる場合は、規格 32.3 c）1）の準備操作を先に行う。

⑵　規格 32.3 d）に定める操作を行う。また、測定前に底泥を巻き上げることのないように注意して、以下のいずれかの操作又はこれと同程度の計測結果の得られる操作を行う。

⑻　データ直読式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させ（注２）、指示値が安定するのを待って（注３）溶存酸素量を読み取る。その際、あらかじめソナー等を用いて海底又は湖底までの水深を測定する。

⑼　データ蓄積式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させた（注２）後、静かに降ろして着底させて水深と溶存酸素量との関係を示すグラフを作成した上で、測定対象の水深での溶存酸素量を読み取る。その際、測定器が安定する時間に留意して（注３）降下速度を決定する。

⑽　測定器を測定対象の水深に固定して、連続的に溶存酸素量を測定する場合は、測定器のセンサ出力のドリフト等に注意する。

（注１）～（注２）　（略）

備考　（略）

付表 14　（略）